

平成21年6月25日

# 株 主 各 位

石川県小松市工業団地1丁目72番地  
小松ウオール工業株式会社

代表取締役社長 加 納 裕

## 第42期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、本日開催の当社第42期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬 具

### 記

- 報 告 事 項**
1. 第42期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）  
事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件  
本件は、上記事業報告の内容、連結計算書類の内容およびその監査結果について報告いたしました。
  2. 第42期（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）  
計算書類の内容報告の件  
本件は、上記計算書類の内容を報告いたしました。

### 決 議 事 項

**第1号議案** 第42期剰余金の処分の件  
本件は、原案どおり承認可決され、期末配当金は1株につき18円と決定いたしました。

**第2号議案** 定款一部変更の件  
本件は、原案どおり承認可決されました。  
なお、変更の内容は次のとおりであります。

（下線\_\_は変更部分を示します。）

変 更 前 定 款	変 更 後 定 款
第1条～第4条（条文省略）  （公告方法） 第5条 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。	第1条～第4条（現行どおり）  （公告方法） 第5条 当社の公告方法は、 <u>電子公告とする。</u> <u>但し、事故その他やむを得ない事由によ</u> <u>りて、電子公告による公告ができない場合は、</u> 日本経済新聞に掲載する。
第6条（条文省略）	第6条（現行どおり）

変更前定款	変更後定款
<p>(株券の発行)</p> <p>第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>第8条 (条文省略)</p> <p>(単元株式数および単元未満株券の不発行)</p> <p>第9条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>② 当社は、第7条の規定にかかわらず、<u>単元未満株式に係る株券を発行しない。ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。</u></p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第10条 当社の株主(実質株主を含む。以下同じ)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利</li> <li>4. 第13条に定める請求をする権利</li> </ol> <p>第11条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第12条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下「株主名簿等」という)、新株予約権原簿ならびに株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第13条～第19条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第20条 当社の取締役は、16名以内とする。</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって</p>	<p>(削除)</p> <p>第7条 (現行どおり)</p> <p>(単元株式数)</p> <p>第8条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(削除)</p> <p>(単元未満株式についての権利)</p> <p>第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</li> <li>2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</li> <li>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当てを受ける権利</li> <li>4. 第12条に定める請求をする権利</li> </ol> <p>第10条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人)</p> <p>第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。</p> <p>② 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。</p> <p>③ 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</p> <p>第12条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p>第20条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役および役付取締役)</p> <p>第22条 代表取締役は、取締役会の決議によって</p>

変更前定款	変更後定款
<p>選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長、<u>専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</u></p> <p>第24条～第26条（条文省略）</p> <p><u>(顧問または相談役)</u></p> <p>第27条 当社は、取締役会の決議により、顧問または相談役を置くことができる。</p> <p>第28条～第40条（条文省略）</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>選定する。</p> <p>② 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各1名および取締役副社長若干名を選定することができる。</p> <p>第23条～第25条（現行どおり）</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>第26条～第38条（現行どおり）</p> <p><u>附則</u></p> <p>1. <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。</u></p> <p>2. <u>本附則は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</u></p>

### 第3号議案

取締役6名選任の件

本件は、原案どおり取締役に加納裕氏、牛島覚氏、吉岡哲雄氏、木戸義朗氏、鈴木裕文氏、本彦義夫氏の6名が再選され就任いたしました。

### 第4号議案

監査役2名選任の件

本件は、監査役に山口徹氏が再選され、本総会終結の時をもって辞任されました監査役和田良一氏の補欠として、監査役に熊田雅巳氏が選任され就任いたしました。

なお、山口徹氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

### 第5号議案

退任取締役および退任監査役に対する退職慰労金贈呈ならびに役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

本件は、退任取締役片山光良氏、山本孝三氏、中下修二氏、万仲秀和氏、和田裕氏、熊田雅巳氏、平田保次氏、根上清氏、武居秀雄氏、中村猛氏の10名および監査役和田良一氏に対する退職慰労金贈呈ならびに、取締役6名に対する役員退職慰労金制度の廃止に伴う打ち切り支給は、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内で、贈呈ならびに支給することとし、その時期、その具体的金額、方法等は、取締役につきましては取締役会に、監査役につきましては監査役の協議に、一任することに承認可決されました。

なお、打ち切り支給の時期は、各氏の退任時であります。

以上

本定時株主総会終了後に開催されました取締役会におきまして、次のとおり選任され、それぞれ就任し、下記の体制で臨むこととなりました。

(取締役)

代表取締役社長	加納 裕	取締役	木戸 義朗
取締役	牛島 覚	取締役	鈴木 裕文
取締役	吉岡 哲雄	取締役	本彦 義夫

(執行役員)

社長執行役員	加納 裕	執行役員	巾下 修二
専務執行役員	牛島 覚	執行役員	万仲 秀和
常務執行役員	吉岡 哲雄	執行役員	和田 裕
常務執行役員	片山 光良	執行役員	平田 保次
常務執行役員	山本 孝三	執行役員	根上 清
執行役員	木戸 義朗	執行役員	武居 秀雄
執行役員	鈴木 裕文	執行役員	中村 猛
執行役員	本彦 義夫	執行役員	和田 良一

また、本定時株主総会終了後に開催されました監査役会におきまして、次のとおり常勤監査役が選任され、就任いたしました。

常勤監査役 熊田 雅巳

---

## 期末配当金のお支払いについて

第42期期末配当金は、同封の「配当金領収証」をご高覧のうえ、最寄りの郵便局で払渡期間(平成21年6月26日から平成21年7月31日まで)内にお受け取りください。

なお、銀行預金またはゆうちょ銀行口座へのお振込みをご指定の方には、「配当金計算書」および「配当金振込先のご確認について」を同封いたしましたのでご確認ください。

以 上